

経営の拡大・多角化（事業経費助成）

財団は、森林施業に係る事業と並行して、森林・林業・木材産業に関連する新規の取組又は規模を拡大する取組を支援するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表 14

1 対象者及び助成率

対象者	助成率	備考
都内に事業所を有する林業経営体	1 / 2 以内 (助成上限額 3,000 千円/年)	・助成基準は 2 のとおり。 ・本事業において財産の取得を行った場合は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間、各年度の末日までに当該財産の稼働状況等を報告すること。
認定事業体	2 / 3 以内 (助成上限額 4,000 千円/年)	

2 助成基準等

助成基準
以下の全てを満たすこと。 (1) 対象者が森林施業に係る事業と並行して、新規に又は規模を拡大して実施する、森林・林業・木材産業に関連する事業であること。 (2) 多摩の森林や多摩産材の P R に資する事業であること。 (3) 事業により見込まれる効果を示すことができること。
対象経費基準
下記 (1) ～ (6) を満たす経費であること。 (1) 対象事業を実施するための初期投資に係る経費 (2) 助成対象期間中に契約、契約の履行（取得・実施等）、支出が完了した経費 (3) 助成対象の、使途・単価・規模等の確認ができる経費 (4) 対象事業の実施に関わるものとして、他の事業と明確に区分できる経費 (5) 財産の取得に関する経費の場合、所有権が対象事業者のものとなる経費 (6) 規模を拡大して実施する対象事業については、数量等を拡大する分の経費
対象経費
賃借料 専門家謝金 広告費 備品費 施設整備費 資格取得費 土地造成費 一般需用費 委託料 交通費 役務費 その他理事長が認める費用

経営の拡大・多角化（事務所賃料等助成）

財団は、林業経営体の都内森林整備への進出及び定着を促進するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表 15

1 対象者及び助成率

対象者	助成率	備考
以下の全ての要件を満たす者。 1 財団が発注する委託（主伐・地拵）の受注実績があること。 2 都内に森林整備に係る事務所を新たに構える林業経営体	1 / 2 以内 (助成上限額 3,600 千円／年)	・財団が発注する委託（主伐・地拵）に参画後、5 年以内であること。 ・助成対象期間は 36 カ月とする。 ・伐採・搬出業務の実施のために自身が負担して賃借・整備等するものに限る。 ・助成基準は 2 のとおり。 ・本事業において財産の取得を行った場合は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間、各年度の末日までに当該財産の稼働状況等を報告すること。
上記のうち、認定事業体	2 / 3 以内 (助成上限額 4,800 千円／年)	
以下の全ての要件を満たす者。 1 都内に事業所を有する林業経営体 2 主伐事業等の伐採・搬出業務に新規参画（実施または入札等に参加）すること。	1 / 2 以内 (助成上限額 3,600 千円／年)	・伐採・搬出業務に参画後、5 年以内であること。 ・助成対象期間は 36 カ月とする。 ・伐採・搬出業務の実施のために自身が負担して賃借・整備等するものに限る。 ・助成基準は 2 のとおり。 ・本事業において財産の取得を行った場合は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間、各年度の末日までに当該財産の稼働状況等を報告すること。
上記のうち、認定事業体	2 / 3 以内 (助成上限額 4,800 千円／年)	

2 助成基準等

助成基準
以下の全てを満たすこと。 (1) 対象者が都内森林整備のために都内に整備する、事務所又は資材置場に要する経費であること。 (2) 対象者が所有又は経営する施設又は土地ではないこと。
対象経費
(1) 不動産の賃借料 (2) 不動産の共益費 (3) 敷地の整地に要する経費 (4) 資材倉庫等の購入及び設置に要する経費 (5) シェアオフィスの利用料 (6) その他理事長が認める経費